

○汚染土壌の処理に関する基準

- 1 特定有害物質、特定有害物質を含む固体・液体の飛散等、地下浸透並びに悪臭発散防止のために必要な措置を講ずること。
- 2 著しい騒音・振動の発生により、周囲の生活環境を損なわないよう必要な措置を講ずること。
- 3 特定有害物質、特定有害物質を含む固体・液体が飛散等し、地下浸透し、又は悪臭が発散した場合は、直ちに汚染土壌処理施設の運転を停止し、汚染土壌の回収その他環境保全上必要な措置を講ずること。
- 4 汚染土壌の受け入れについて、
 - イ 処理能力を超える又は当該処理施設において、処理することができない汚染土壌を受け入れてはならないこと。(申請書に記載した再処理汚染土壌処理施設において処理することができる場合を除く。)
 - ロ 不溶化を行う浄化等処理施設にあつては、第2種特定有害物質(重金属類)以外の溶出量基準に適合しない特定有害物質を含む汚染土壌を受け入れてはならないこと。
 - ハ 埋立処理施設にあつては、第2溶出量基準に適合しない特定有害物質を含む汚染土壌を受け入れてはならないこと。
 - ニ 海洋埋立処理施設にあつては、別に定める基準に適合しない特定有害物質を含む汚染土壌を受け入れてはならないこと。
- 5 他法令及び条例を遵守すること。
- 6 申請書に記載した汚染土壌の処理の方法に従って処理を行うこと。
- 7 セメント製造施設にあつては、申請書に記載したセメントの品質管理の方法に従ってセメントを製造し、かつ当該セメントは通常の使用に伴い、特定有害物質溶出による人の健康に係る被害が生ずるおそれがないものとする。
- 8 分別等処理施設にあつては、第2溶出量基準に適合しない汚染土壌とそれ以外の土壌とを混合してはならないこと。ただし、当該分別等処理施設に係る再処理汚染土壌処理施設がセメント製造施設のみである場合(汚染土壌処理業の許可に係る申請書に記載されたもの)は、この限りでない。
- 9 汚染土壌の処理は、搬入された日から60日以内に終了すること。
- 10 汚染土壌の保管は、申請書に記載した保管設備において行うこと。
- 11 処理施設内において、汚染土壌の移動を行う場合は、汚染土壌の飛散を防止するため、次のいずれかによること。
 - イ 粉じんが飛散しにくい構造の設備内において、当該移動を行うこと。
 - ロ 移動を行う場所において、散水装置による散水を行うこと。
 - ハ 当該汚染土壌を防じんカバーで覆うこと。
 - ニ 当該汚染土壌に薬液を散布し、又は締固めを行うことによつて、表層を固化すること。
 - ホ イからニまでの措置と同等以上の効果を有する措置を講ずること。
- 12 汚水を地下浸透させてはならないこと。

- 13 排水水を公共用水域に排出する場合には、排水水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年総理府令第67号）に掲げる方法により排水水の水質を測定するとともに、同省令、同施行規則に定める許容限度を超える排水水を排出してはならないこと。
- 14 排水水を下水道に排出する場合は、
 - イ その水質が排除基準に適合しない排水水を排出してはならないこと。
 - ロ 下水道測定法により、排水水の水質を測定すること。
- 15 処理施設周縁の地下水を3月に1回以上採取し、水質測定すること。ただし、1年間継続して地下水基準に適合している旨の市長の確認を受けたときは、1年に1回の測定で足り、埋立処理施設以外の処理施設であって地下浸透防止措置が講じられている場合は、測定を要しないこと。
- 16 浄化等処理施設又はセメント製造施設から排出される大気有害物質については、
 - イ 許容限度を超える大気有害物質（カドミウム及びその化合物、塩素、塩化水素、フッ素・フッ化水素・フッ化ケイ素、鉛及びその化合物、窒素酸化物）を排出してはならないこと。
 - ロ イに掲げる大気有害物質の測定を3月に1回以上行うこと。
ただし、1年間継続して許容限度に適合している旨の市長の確認を受けたときは、1年に1回以上行うこと。また、それ以外の大気有害物質（1,2ジクロロエタン、ジクロロメタン、水銀及びその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、PCB、ダイオキシン類）について、1年に1回以上測定すること。（ダイオキシン類については、ダイオキシン類が発生する可能性がある施設に限る。）
- 17 次に掲げる場合を除き、処理施設に搬入された汚染土壌を当該処理施設外に搬出しないこと。
 - イ 浄化等処理施設において、浄化又は溶融が行われた汚染土壌であって、溶出量基準及び含有量基準に適合している浄化済土壌を搬出する場合
 - ロ 当該汚染土壌を申請書に記載した再処理汚染土壌処理施設に搬出する場合
- 18 17ロの場合において、当該汚染土壌の運搬を他者に委託するときには、汚染土壌の引渡しと同時に受託者に対し、管理票を交付しなければならないこと。
- 19 再処理汚染土壌処理施設において処理を行う再処理汚染土壌処理業者は、汚染土壌の引渡しを受けたときは、運搬を受託した者から交付された管理票を受領し、記載事項に誤りがないことを確認するとともに、当該汚染土壌を引き渡した汚染土壌処理業者に、管理票の写しを送付しなければならないこと。
- 20 汚染土壌処理業者にあつては、汚染土壌を再処理汚染土壌処理業者に引き渡したとき（運搬を他人に委託した場合にあつては、管理票の写しの送付を受けたとき）は、当該汚染土壌を要措置区域等外へ搬出した者に、次に掲げる事項を記載した書面をもって、当該汚染土壌が当該再処理汚染土壌処理業者へ引き渡された旨通知しなければならないこと。
 - イ 当該汚染土壌を引き渡した年月日
 - ロ 当該再処理汚染土壌処理業者の氏名又は名称

- ハ 当該再処理汚染土壌処理業者が当該汚染土壌の引渡しを受けた旨
- 21 汚染土壌処理施設の見やすい場所に次に掲げる事項を表示しなければならないこと。
- イ 許可番号
 - ロ 許可を受けた者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名
 - ハ 処理施設の所在地
 - ニ 処理施設の種類及び処理能力
 - ホ 処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態
- 22 1年に1回以上、処理施設の点検及び機能検査を行うこと。
- 23 22の点検、機能検査の記録を作成し、3年間保存すること。